

令和3年度 早期退職に係る募集実施要項

職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として、早期退職希望者の募集（職員の退職手当に関する条例（昭和29年広島県条例第2号）第8条の3第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

知事部局等（知事部局，企業局，病院事業局，県議会事務局，選挙管理委員会事務局，監査委員事務局，人事委員会事務局，労働委員会事務局）に勤務する職員のうち，令和4年3月31日現在で，次に該当するもの

- ・定年年齢から15年を減じた年齢以上の者

（次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。）

- （1）非常勤職員，臨時的任用職員，法律により任期を定めて任用される職員
- （2）令和4年3月31日までに定年に達する職員
- （3）令和3年10月4日（募集開始日）において懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）を受けている者又は令和3年10月4日から令和4年2月28日までに懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた者

2 退職すべき期日

令和4年3月31日（木）

ただし，公務の能率的運営を確保するために必要な限度で退職すべき期日を繰り上げ又は繰り下げることがある。

3 募集の期間

令和3年10月4日（月）午前9時から

令和4年2月28日（月）午後5時まで

ただし，募集の目的を達成するため必要があると認めるときは，募集の期間を延長することがある。

4 募集人数

50名程度

（応募者が次のいずれかに該当する場合は，不認定とする。）

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合，その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し，又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要と認める場合

5 応募の手続

- ・ 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、幹事課等に提出する。
- ・ 選定後、認定又は不認定の通知を令和4年3月9日（水）までに幹事課等を経由して交付する。
- ・ 応募申請書の提出後、退職すべき期日が到来するまでの間に、応募を取り下げたい場合は、「早期退職希望者の募集に係る応募取下申請書」を応募申請書と同様の方法で提出する。
- ・ 早期退職の認定を受けた者については、退職願を令和4年3月末日までに提出するものとする。
- ・ 退職派遣者については、上記「3 募集の期間」内に早期退職希望の意向を示すものとする。なお、この場合において、上記「3 募集の期間」中「令和4年2月28日（月）」とあるのは、「令和4年3月31日（木）」と読み替えるものとする。（「2 退職すべき期日」に記載する「公務の能率的運営を確保するために必要な限度で退職すべき期日を繰り上げ又は繰り下げる」場合を除く。）

6 本件に関する相談先

総務局人事課人事グループ

内線：2239, 2240

E-mail：soujinji@pref.hiroshima.lg.jp